

令和5年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務基本仕様書

1 業務名

令和5年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務

2 業務の目的

市内の主要な平和関連施設等を巡るピースツーリズムをより活性化するため、潜在的ターゲット層である20代などの若い年齢層を対象に、市内の平和関連施設等を巡り、平和を考える体験型周遊イベント等を実施し、参加者自らが平和とは何かを考え、平和への思いを共有できる環境づくりを行う。

体験型周遊イベント等は、平和をテーマとして活動している各種団体等（以下、「各種団体等」という。）と積極的に連携して、来訪者に満足度の高い周遊コンテンツを提供するとともに、同取組を契機に、各種団体等のネットワーク構築が促進され、来訪者と市民が平和への思いを共有するピースツーリズムの機運が高まることを目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年1月31日まで

4 業務内容

(1) 開催場所

広島市内とする。

ただし、今後の広島市内の平和関連施設等への周遊促進や、広島地域の魅力向上に資することを目的に、受託者の企画等により、一部の体験型周遊イベント等を広島市外で実施する場合については、この限りでない（開催場所の各管理者の許可は必須とする。）。

(2) 開催時期及び開催回数

開催時期は、11月の平和文化月間に1回以上開催することを必須とし、開催回数については、受託者の自由な提案による。

(3) 広報周知活動

体験型周遊イベント等への集客及び取組の周知を図るため、首都圏の20代などの若い世代を中心、SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行う。

(4) 各種団体等との連携

各種団体等と連携して、体験型周遊イベント等の企画・運営を行うこと。

具体的な連携方法については、各種団体等のネットワーク構築が促進され、ピースツーリズムを盛り上げる機運の向上につながるものとする。

(5) 効果の検証

- ア 実施した体験型周遊イベント等の開催状況や各種団体等のネットワーク構築について、取組の効果を検証し、その結果を報告すること。
- イ 結果報告は、ピースツーリズムを盛り上げる機運を高めるために、行政が取り組むべきことへの提案を行うこと。

(6) 特記事項

- ア 本業務に係る発注者との打ち合わせは、業務着手時や体験型周遊イベント等の実施前のほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- イ 体験型周遊イベント等の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。
- ウ 体験型周遊イベント等の実施に伴う開催場所の使用許可等の手続きについては、開催場所の各管理者に対し適切に、受託者自ら使用許可申請を行い、その許可を得た上で、必要な料金等を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各管理者に相談すること。
- エ 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とし、参加費として体験型周遊イベント等の参加者から料金を徴収してもよいが、収益は、体験型周遊イベント等の充実のために使用するなど、ピースツーリズムの推進のために利用するよう努めるものとする。
- オ 体験型周遊イベント等で水道及び電気等を使用する場合は、原則として受託者が自ら確保する。
- カ 各種団体等から協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。
- キ 関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行うこと。
- ク 参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入する。また、保険加入後は保険証書の写しを提出する。
- ケ 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。
- コ 体験型周遊イベント等の実施に当たっては、発注者と受託者が協議の上、開催時の状況に応じた新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に実施した上で行うこと。

5 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 実施報告書

業務の実施状況等、実施報告を行う。（体験型周遊イベント等実施実績、広報周知活動実績、アンケート結果など）

6 留意事項

- (1) 関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。